

医師配置標準特例の取扱基準について

1 特例措置の対象

次の（１）から（４）に掲げる要件のすべてを満たす病院とする。

- （１）次に掲げる地域をその区域内に有する市町村、または人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村の区域に所在するものであること。
 - ア 離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
 - イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地
 - ウ 山村振興法の規定により振興山村として指定された山村
 - エ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域
- （２）当該病院が所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で、必要かつ不可欠であると認められるものであること。
- （３）必要な医師を確保するための取り組みを行っていること。
- （４）申請日前６か月以上継続して医師配置標準に対する医師充足率が70%を下回っていること。

2 特例措置の内容

1の要件を満たし、特例措置の許可を受けた病院については、許可を受けた日から起算して３年を経過するまでの間は、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の90%相当に緩和する。ただし、医師３人という最低の員数（※）は下回らないものとする。

※医療法施行規則第49条の適用を受ける病院は２人。

3 特例措置の申請

特例が認められる病院は、「病院医師配置標準特例許可申請書（様式第6号の4）」に、「医師確保等に係る計画書（別紙1）」を添付して申請するものとする。

4 特例措置の許可

3の申請があった場合、知事は、医療審議会（医療計画部会）の意見を聴いて、医療法第7条第2項の許可をすることができるものとする。